ふくしま観光復興人材育成事業(浜通り地域(ホープツーリズム)観光商品開発研修) 業務委託に関する仕様書(案)

1 業務の目的

持続可能な観光とは地域づくりである。地域を活性化させる人材を育成するためには、どの地域においても、瞬時にその地域の魅力を理解し、観光資源を発掘しそれを磨き上げ、活かすことができる能力を身に付けさせることが重要である。

そのような能力を身に付けさせるために、学生が敢えて見知らぬ地域に入り、主体的にその地域の住民から情報を得ながら、観光資源を発掘し磨き上げる体験を通してその手法を学び、新たな観光商品の開発を実践するなどの実地研修を通して、地域活性化に繋がる観光商品開発技術の向上を図り、ウィズコロナ、アフターコロナの状況下において活躍できる観光人材の育成を目指す。

2 業務内容

浜通り地域の2泊3日の研修を企画し、その手配や準備、研修当日の実施運営を行うとともに、 事業成果を広く周知しながら、学生が観光商品を造成し、その商品化に向けた協議を行う。

(1) 研修日程

令和4年9月7日(水)~9日(金)2泊3日

※初日の本校出発は8時30分、最終日の本校帰着は16時45分とし、研修先までの往 復移動については、借り上げバスとする。

(2) 研修先

浜通り地域・避難地域12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)のいずれかを含む。

※浜通り地区で地域おこしや独自の商品開発、自然や地域の繋がりを利用した観光振興などに取り組む団体、特異的な観光資源となる施設、産業復興にチャレンジしている人々など

(3) 予定人数

観光プロデュース学科 学生16名 引率職員5名 計21名

(4) 企画提案内容について

ア 研修に伴う、宿泊、移動、講師の手配等全てを提案すること。

- イ 2 泊 3 日の研修プログラムを行うにあたり、別途学生が主体性を持って取り組むために 必要な起業マインドの醸成やユーザー目線による購買行動や心理等、売れる商品企画の造 成に必要な知識や技術について十分な認識を得られるよう学習の機会を提案すること。
- ウ 2泊3日の研修プログラムは、学生が浜通り地域に入り、地元住民への対話や取材活動 を通して、ユーザー目線を取り入れた新たな観光資源を発掘し磨き上げ観光商品の企画造 成ができる内容、また、当該事業者の考え方やスキルを学び、その指導の下で新たな企画 を実践しその成果を披露し、それが最終的に事業者の商品化に向けた協議を行えるよう効 果的な研修内容を提案すること。
- エ アフターコロナに向けた県の復興の観光復権の切り札と言われる「マイクロツーリズム」に関して、その普及拡大に取り組む第一人者からの特別講話を含むこと。

※県の風評払拭、浜通りの復興を支援する第一人者からの特別講話を含むこと。

- オ 事業成果の周知については、本事業を広く県民に周知可能な手法を企画提案すること。 併せて、研修当日の写真や動画等の記録を行い、成果品として事業内容をまとめた冊子(50 部)を作成すること。
- カ 全ての日程において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めるとともに、その対策 について提案すること。
- (5) 経費について

本業務の対象とする経費は、業務遂行に直接必要な経費および事業成果の取りまとめに必要な経費とする。想定される経費は以下のとおりだが、提案内容に応じたものとする。

- ・バス借上(本校~研修先<往復>)※学生及び引率職員が乗車し正席で1名2席利用。
- ・食費を除いた宿泊料(学生分)※1名1室利用とする。
- 拝観入場
- ·研修費(会場費、謝金等)
- ・研修記録及び成果周知に伴う費用
- ・人件費(添乗員、カメラマン等)
- ・印刷製本費(成果周知や実績報告書等の印刷製本に関する費用等)
- ・管理費(総額から人件費及び管理費を除した額の10%以内)
- ※今回の積算には含まないもの
 - ・学生負担となる以下の経費 食事代(朝食2回、昼食3回、夕食2回) 旅行総合保険
 - ・引率職員の宿泊、食事代
- 3 成果品

成果品は以下のとおりとし、期限までに提出すること。

- 実績報告書(50部)
- ・上記に係る電子データー式

提出期限 令和4年10月31日(月)

4 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委託契約締結後速やかに提出するもの。
 - 着手届
 - 統括責任者通知書
 - 実施工程表
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- 5 特記事項
 - (1) 委託費の額を変更する必要が生じたときは、変更契約を締結することとする。

- (2) 本仕様書に記載のない事項について、委託業務実施のため必要と判断されるものが発生した場合は、その都度、委託者・受託者が協議し決定する。
- (3) 本業務により撮影した写真や動画等の著作権は、すべて本校に帰属することとし、一切のデータ等を本校に納品すること。